

筑紫野市 地域コミュニティ基本構想



筑紫野市地域コミュニティ基本構想策定協議会

平成21年3月

= 目 次 =

はじめに

1. コミュニティとは

(1) コミュニティの定義

(2) 望ましいコミュニティの姿

2. コミュニティをとりまく現状と課題

(1) 筑紫野市の現状

(2) コミュニティづくりの課題

3. コミュニティづくりの方向性

(1) コミュニティの基盤と運営組織

(2) コミュニティ区域

4. 市が取り組む重点施策

(1) コミュニティの組織化支援

(2) 職員・市民の意識改革

(3) コミュニティ施設の整備

(4) コミュニティ施策推進体制の整備

はじめに

国策としてコミュニティ推進を図るにあたり、国(当時は自治省)は昭和44年(1969)の「国民生活審議会調査部会報告書」の中で、「都市化に伴い、地域共同体が形骸化、空洞化しており、開放的かつ自主的なコミュニティの構築が必要」と記述し、昭和46年(1971)に「コミュニティに関する対策要綱」を定めました。

その中では、コミュニティの区域を概ね小学校区(場合によっては中学校)とし、従来の社会教育の枠を超え、近隣住民の自治活動の育成策としてのコミュニティ施策の展開を各省庁が実施することとしています。

本市では、昭和50年(1975)に(第一次)総合計画において、旧町村単位から小学校区を区域としたコミュニティ構想を打ち出しました。しかし、こうした新たなコミュニティの形成はなかなか進まず、「第四次筑紫野市総合計画」の審議会答申付帯意見として、「地域コミュニティの再構築」の検討が改めて要請されているところです。

そのため、コミュニティ政策の計画的かつ体系的な推進を図るため、「筑紫野市コミュニティ基本構想・基本計画」を策定する必要があり、地域コミュニティの構築に関する基本的な考え方や方向性を示していくため「筑紫野市コミュニティ基本構想」を策定するものです。

平成21年 3月 6日

1. コミュニティとは

(1) コミュニティの定義

第三次総合計画における、コミュニティの定義は、「生活の場で、市民としての自主性と責任を自覚した個人、家庭を構成主体とし、地域性と各種の共通目標を持ち、多様化する各種の住民要求と創意を実現するための集団」であるという、あくまでも区域内の集団として捉えていました。

平成19年2月に総務省が発足させた「コミュニティ研究会」の、5月時点の「中間とりまとめ」では、「少子・高齢化、農山漁村地域の過疎化、家族の形態の多様化・個人化が進展している中、地域の共生の力の脆弱化が進行しており、地域コミュニティによるセーフティ・ネットの強化の必要性や、住民自治の一層の重視から地域コミュニティの再生を目指す」としています。

本市では、こうした国の方向性等を踏まえながら、コミュニティを「一定の区域における、自治会・町内会等をはじめとする地縁団体や、まちづくり・子育て・防犯といった機能団体が、それぞれの特性を生かしながら、様々な地域の課題に取り組み、より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会」として新たに定義します。

(2) 望ましいコミュニティの姿

めまぐるしく変化する現代社会において、すべての市民が、安全で安心、そして健康で心豊かな生活ができるよう、また、将来を担う子どもたちの夢や希望が広がるよう、新しい時代にふさわしい個性と魅力にあふれるまちづくりが求められています。

そのため、「分権」・「参画」・「自治」をキーワードとして、次のような望ましいコミュニティの姿を目指します。

- ① 民主的で開かれたコミュニティ
- ② 地域の様々な問題や課題に自発的・主体的に取り組み、その解決をめざすコミュニティ

2. コミュニティをとりまく現状と課題

(1) 筑紫野市の現状

本市は、昭和30年に1町4村の合併により「筑紫野町」となり、旧町村であった「二日市・山口・御笠・山家・筑紫」をそれぞれの地区として、地域の特性を生かしながら地域活動の推進を図り、昭和47年に市制施行しました。

昭和50年策定の（第一次）総合計画においてコミュニティ区域を「旧町村単位から小学校区を単位とするコミュニティ構想を掲げ、コミュニティ活動拠点施設として、現在までに6館のコミュニティセンターを建設してきました。

しかし、新たなコミュニティの形成は進まず、合併時の地区と小学校区の組織や活動が混在するなどの現状が続いています。このため、平成18年度からスタートした第四次総合計画では、付帯意見として、「地域社会を構成する市民一人ひとりの自律と協働による市民参画型社会を築くため、小学校区を基本とした地域コミュニティの再構築に向けた検討を」と要請されています。

(2) コミュニティづくりの課題

1) 社会の変化に対応したコミュニティ

近年における都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大などに伴い、安全安心のまちづくりや地域福祉の基盤、子育て支援の場としてコミュニティの役割が期待されています。

しかし、住民相互の交流機会は減少し、地域社会における連帯意識や帰属意識が希薄化するなど、自治意識の醸成はますます困難になってきています。

また、これまでの行政主導型のシステムでは、直面する様々な課題への対応が困難な状況となっており、それぞれの地域の特性や多様性に合わせ、地域住民が自主的、主体的にまちづくりに取り組む組織が求められています。

2) 市職員の理解や認識

社会経済情勢の急激な変化や住民ニーズの個別・多様化に伴い、近年における行政課題も複合化、高度化してきており、本格的な「地方分権」の時代を迎える中では、市民との協働の視点がさらに重要となっています。

また、これからのコミュニティ施策は、地域の総合的課題に包括的に対処するという視点が必要となるため、担当部署は既存の枠組みを超えた連絡調整を行っていくことが求められます。

さらに、事業施策等を進めるにあたっては、コミュニティ活動を意識した取り組みを行うことができるよう職員の意識や資質を高めていくことが必要です。

3) コミュニティ施設と機能の整備

本市におけるコミュニティセンターは、老朽化した地区公民館の建替を基本として整備を進め、社会教育施設に準じた施設運営に取り組み、学習関連団体・グループ等の活動拠点となっています。

これからのコミュニティセンターについては、地域の自主的・主体的なまちづくり活動を育み、地域の連携を深め「自分たちのまちは自分たちの手で」つくる市民主体のまちづくりの活動拠点施設として明確に位置づけるとともに、当該コミュニティの特性や課題等を踏まえながら、施設・機能の整備を進めていく必要があります。

4) コミュニティ区域設定

本市では、コミュニティ区域を小学校区として設定し、新たなコミュニティの形成に努めてきました。

しかし、施設整備や地域の組織的活動などその時々都合でコミュニティ区域が取り扱われてきたために、小学校区を単位とした区域と旧町村地区を単位とした区域とが混在しているのが現状です。こうした区域設定の曖昧さは新たなコミュニティの形成や自治活動の組織化を遅らせる要因にもなっています。

5) コミュニティ組織

現在、地域の基礎的な自治組織である町内会・自治会を中心に地域課題などが取り組まれています。しかし、地域によっては自治会への加入率が低下し、たとえ加入していても活動に消極的な人が増えているという現実があります。

また、少子高齢化や核家族化などの急激な社会変化、さらには環境問題をはじめとする様々な地域課題の増加等に伴い、一つの自治会では対応できない、広域的に取り組むべき課題も多くなってきています。

さらに、地域では、スポーツ、趣味などを目的として活動する機能団体等が増えており、地域の自治組織を強化していくためにはこうした諸団体とつなぎながら、コミュニティ活動を推進する必要があります。

6) 住民自治意識

本市におけるコミュニティ活動は、公民館等において長年取り組まれてきた社会教育活動がその根底を支えており、地域では公民館活動等で培った経験や育成された人材が触媒となって、地域独自の活動も行なわれるようになってきました。

しかし、これまでの行政主導型による施策は、かつて地域が担っていた相互扶助機能を低下させる要因になっています。

また、住民自治に係る取組みを、それぞれの町内会・自治会の自発性・自主性に委ねてきましたが、地域間においてその活動内容や住民の意識等において差がみられるようになってきています。

3. コミュニティづくりの方向性

(1) コミュニティの基盤と運営組織

地域コミュニティでは、自治会や町内会など小地域の地縁団体や、特定の目的を持った機能団体などが様々な取組みを行っています。これらの団体は、そこに居住する住民はもちろんのこと、地域内に通勤通学する人々や企業などで構成されています。

これからのコミュニティは、こうした団体等が活動の枠を超えてそれぞれの特性を活かして、補完し合いながらコミュニティ全体の機能を相乗的に高めるよう運営していくことが求められます。

また、その運営や活動は地域住民の親睦や学習の範囲にとどまらず、分権時代に対応した住民自治へと高めていくことが求められています。

なお、現行の筑紫野市コミュニティ施設運営協議会は、センターの事業や施設の利用調整などを行うものであり、地域自治まで考えて設置したものでないことから、コミュニティ毎に新たな組織の整備が必要です。

(2) コミュニティの区域

コミュニティ区域については（第一次）総合計画から小学校区を基本単位として掲げてきました。現状においては、旧町村地区を単位としたコミュニティ区域との混在化がみられますが、

① 子どもや高齢者などの生活圏で、歩いて移動が可能な範囲であること。

② 子どもをパイプ役として地域の中での人のつながりができていること。

等を考慮し、今後も小学校区を基本としたコミュニティの形成に努めていきます。

ただし、地域の実情やこれまでの歴史的な背景もあることから、当面の取組み目標を下表の7コミュニティ区域に設定します。また、今後の地域活動の進展等を踏まえながら、さらなるコミュニティ区域の再編・検討をめざします。

筑紫野市地域コミュニティ区域

地域コミュニティ区域
(人)

	二日市	二日市東	山口	御笠	山家	筑紫	筑紫南
	28,282	18,491	5,378	10,771	2,713	15,293	17,967
現行コミュニティ施設	二日市コミュニティ 二日市コミュニティセンター	二日市コミュニティセンター 山口コミュニティセンター	山口コミュニティセンター	御笠コミュニティセンター 御笠コミュニティセンター	山家コミュニティ	筑紫多目的集会施設	筑紫南コミュニティセンター
小学校区(人)	天拝小 二日市小 二日市北小	二日市東小	山口小	吉木小 阿志岐小	山家小	筑紫小	原田小 筑紫東小
	7,050 13,372 7,860	18,491	5,378	6,679 4,092	2,713	15,293	9,431 8,536
<p>コミュニティ構成組織</p> <p>地縁団体 (82行政区 自治会 町内会)</p> <p>機能団体 (社会教育団体 福祉団体 NPO)</p>							
<p>隣組 (3,193組)</p>							

4. 本市が取り組む重点施策

(1) コミュニティの組織化支援

地縁団体や機能団体が目的を共有し、それぞれの得意を持ち寄り連帯して地域のまちづくりを推進できるよう、「(仮称)〇〇コミュニティ協議会」などの核組織の構築を促し、主体的かつ自主的な組織活動ができるよう支援します。

また、地域の課題等に対して、地域住民の知恵やアイデアを駆使し、主体的な取り組みが展開できるように行政の権限・財源の移譲を進めます。

(2) 職員・市民の意識改革

市民と行政職員が、新しい分権社会の実現に向けてそれぞれの役割が果たせるよう、まちづくり講座など市民学習機会の整備や職員研修の充実を図り、新たなコミュニティづくりに関する意識啓発を行なっていきます。

(3) コミュニティ施設の整備

コミュニティ活動の推進を図るため、その活動の拠点となるコミュニティセンターをはじめ、小地区公民館や公園、公共施設など広くコミュニティ施設の整備や機能を充実します。

また、当面の目標である7コミュニティセンター構想の具現化を図るため、(仮称)二日市東コミュニティセンター建設を検討していきます。

(4) コミュニティ施策推進体制の整備

コミュニティ施策等において全庁組織の横断的な取り組みができるよう、総合調整を行う事の出来る部署や推進本部等を設置するとともに、行政とコミュニティ組織をコーディネートする職員などを配置します。

また、コミュニティにおける住民自治の権利や行政の役割などを規定した市民自治基本条例などを整備していきます。